

## 東京都教育委員会と\_\_\_\_\_との連携に関する協定書

東京都教育委員会（以下「甲」という。）及び\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、都立高等学校（都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）に在籍する発達障害等のある生徒に対する支援の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、都立高等学校において実施される通級による指導の対象生徒に対し、乙が有する発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等を生かして、生徒一人一人の障害の状態に応じた専門的な学びの機会を提供することを通じて、生徒の持てる力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けて必要な支援を行うことを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 本協定における用語の定義は、都立高等学校通級による指導実施要綱（令和2年1月19日付2教学特第1546号）第2条に定めるとおりとする。

## （連携内容）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、次に掲げる事項を連携及び協力して実施するものとする。

- 一 乙による発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等のある人材の推薦
- 二 都立高等学校の生徒に対して、乙が支援した通級による指導に係る教材や事例等の  
甲との共有及び共有後の都立高等学校への普及
- 三 発達障害等のある生徒に対する指導ノウハウ等の専門性の向上
- 四 その他、都立高等学校における通級による指導の充実に資する取組として、甲及び乙の協議により定めたもの。

## （経費の負担）

第4条 本協定に基づく取組の実施に係る経費の負担については、甲及び乙の協議により、双方が応分に負担するものとする。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、申し入れがない場合には、有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

## （状況報告）

第6条 乙は、前条の有効期間中、甲に対して定期的に第3条に定める連携内容の報告を行う。また、甲は、乙に対して、随時報告を求めることができるほか、必要に応じて改

善の指導を行うことができる。

(解除)

第7条 甲は、乙の事業執行上、甲と連携する事業者としてふさわしくない行為があったとき、又は、乙の代表者、役員若しくはその他の職員に暴力団関係者に該当する者があったときは、第5条の有効期間内においても本協定を解除できる。

(その他)

第8条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙において誠実に協議の上、対応するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙の双方が各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都教育委員会教育長  
浜 佳 葉 子

(乙) \_\_\_\_\_